

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第5号

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等のうち、次条第1項各号」を「第9条第1項各号」に改め、同条の次に次の見出し及び1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第14条の2第2項第2号の人事委員会規則で定める額（以下次条において「支給額」という。）は、次条に該当する場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

片道の使用距離	手当額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円

35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

第9条の見出しを削り、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員に対する支給額は、前条の規定により算出した通勤手当の月額に1月におけるその者の平均1月当たりの通勤所要回数を21で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第9条第1項第3号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「育児短時間勤務

職員」を「育児短時間勤務をしている職員」に改め、同条第2項を削る。

第17条第2項第2号ア中「当該事由の発生等の直前の住居」を「前項第1号に規定する事由の発生直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。